



発表項目 (行事名)	特措法に基づく飲食店への営業時間の変更命令違反に係る 過料事件通知について			
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	—	発表者	—
			発表場所	—
概要	<p>○ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第3項の規定による営業時間の変更命令を行った39店舗のうち、違反が確認された36店舗について、同法第80条第1号の規定に基づき、20万円以下の過料に処すべきものとし、7月29日(木)、管轄の地方裁判所に関係書類を提出したので、お知らせします。</p> <p>【経過】 7月6日 営業時間の変更命令 7月9日、10日 命令後の現地確認</p> <p>【その他】 店舗名については、国から「命令違反の通知を行った事実を公表することによって、利用者の合理的な行動の確保につながらないことを踏まえ、当該施設名等を公表することは法の趣旨を踏まえれば、認められない」と通知されていることから、この取扱に基づき、公表は行いません。</p>			
参考				

報道(取材)に当たってのお願い	
他のクラブとの関係	同時配付

担当 (連絡先)	保健福祉部 感染症対策局 感染症対策課 課長補佐 坂田 ダイヤル：011-206-0492 内線：38-922
-------------	--